戦後50年一労働法に問われるもの

片岡 曻

1. 労働法の国際的発展と動揺

今日の労働法は、欧米先進資本主義国におい て前世紀末頃から第一次大戦後にかけて形成さ れ、第二次大戦後に人権保障の国際化の潮流と 結合して国際的発展をとげた。ことに第二次大 戦後は、それ以前の労働団体法(団結権など労働 組合の権利保障に関わる法)および労働者保護 法(労働条件の保護を目的とする法)に加えて、 新たに雇用保障法(雇用の維持促進を目的とす る法)の領域をも含むに至っている。これは、戦 後の主要資本主義国において国が経済過程に積 極的に介入して、経済成長と雇用の維持拡大を 促進する政策課題を追求するようになったため にもたらされたものである。このような体制の もとで、労働組合もその組織と勢力を飛躍的に 拡大し、一国の経済や政治に対して大きな影響 力を行使するまでになった。

しかし石油ショックを契機に、1970年代後半から80年代にかけて主要資本主義国は軒並み不況や経済停滞、大量失業等に見舞われ、深刻な危機に陥ることになる。これに対応してイギリス、アメリカなどでは、市場競争原理の復権と民営化・規制緩和等の「再資本主義化戦略」が強行され、労働組合についても、市場や経済に対する規制力の排除をねらって立法その他による数々の権利制限政策が採られるに至った。ま

たそれ以外の諸国でも、雇用や労働時間等に対する法的規制の緩和・弾力化を求める経済界の 圧力が強まり、これに対して、労働法の伝統的 成果である公正労働基準と労働者の権利とをど のように維持発展させるべきか、の困難な課題 が生じてきている。

一方わが国では、第二次大戦後の大幅な民主 的社会改革の一環として、欧米に類似した労働 法の体系的整備が達成された。戦前の日本では、 大企業内部で前近代的・専制的労働関係が支配 し、また労働組合の追求した団結権確立の要求 に対しても、一貫した体制的否認の状態が持続 した。戦後労働法は、戦前期体制を労働面から 支えた前近代的労働関係と国家的労働支配体制 の解体、および労働基本権の確立と労働関係の 近代化・民主化という二重の課題を担って登場 したのである。これを受けて、戦後早期に日本 国憲法による労働基本権の保障(労働権・労働 条件の保護〈27条〉、団結権・団体行動権〈28 条>)、並びに労働組合法・労働基準法等の立法 や法制度の整備が行われた。ただこうした占領 下の労働改革は、当初から一定の制約を免れず、 冷戦の激化と共に官公労働者の争議権剝奪、労 組法の大幅改正等の激的な政策転換を招くこと になる。大局的にみてこれらの措置は、組合勢 力の分断・組織率の低下・企業別組合の固定化 など、発展途上の組合運動に大きな制約を与え、

特集・戦後50年と日本労働運動

労働関係の近代化・民主化の達成を著しく困難 にしたといわざるをえない。

爾来50年を経て、わが国の労働法も幾多の変容を重ね、また上記諸外国と同様に重要な転換期に立たされている。以下紙数の許す範囲内で、労働法をめぐる問題状況や課題などについて、概要の検討を試みることにしたい。

2. 構造変化と労働法の改編をめぐる問 題

1. 戦後10余年を経てわが国は高度経済成長 期に入り、再び経済・社会の大規模な変革に遭遇 した。技術革新と産業・労働市場の構造変化が進 み、雇用労働者数の著しい増加や労働者意識の 大幅な変動が生じた。これに伴い、公害問題と 共に労働災害が深刻化し(労災の多発・大型化、 新型職業病の続出等)、労基法の規定を独立発展 させた労働安全衛生法(1972)の制定、労災保険 法の相次ぐ改正(給付の年金化、自営業者の特別 加入・通勤災害制度の導入等)などが進行する。 同時に注目されるのは、政府の積極的労働力政 策に基づく労働力の確保・流動化のための雇用 立法の増大である(雇用対策法〈1966〉、職業能力 開発促進法〈69〉、高年齢者雇用安定法〈71〉、雇 用保険法(74)等々)。その発展は、労働者保護法 の改編にも重要な影響を及ぼすことになるが (後述)、問題はそれらが眞に「雇用保障法」の名 に値するか否かである。ILO雇用政策条約 (122号・1964)等にも示されるように、労働権保 障の今日的意義は、単に就労機会の確保に尽き るものではなく、労働が人間の自己実現である こと(労働の尊厳性)に配慮して、各人に適職の 選択・就労の権利を保障し、そのために職業訓 練や求職中の生活保障に対する権利、雇用政策 への関与権等を保障することにある。上記雇用 立法は、雇用保障法に不可欠なこうした原理(理 念・原則)が明確でなく、内容不十分な個別立法 の併存とみられてもやむをえないものがある¹⁾。

その上わが国では、ヨーロッパ(EC)諸国に普及している一般的な解雇制限法規(正当理由のない解雇の禁止)を欠いている。近時不況、急激な円高、リストラなどを背景に完全失業率が急上昇し、欧米のような「高失業社会」への転移が危まれているが²⁾、これら雇用立法の数々の問題点の克服は、わが国労働法の差し迫った課題といわねばならないであろう。

- 2. わが国でも、石油ショックを契機に低成 長期(1975~80年代)への移行が始まり、労働法 の一層大幅な改編が促進されることになった。
- (1) まず深刻な国の財政危機を打開するため に、臨時行政調査会の答申に基づいて臨調行革 路線が強行され、市場競争原理に基づく民間活 力の活用と国家活動の抑制を基本に、公企業の 民営化、公共事務・施設の民間委託、公務員の 定数・給与の削減・抑制等の措置が相次いで導 入された。三公社(専売・電電・国鉄)の民営化 の結果、これらの職員は労組法・労調法の適用 下に移されて、形の上では戦後以来のスト権問 題に一応の決着がもたらされたことになる。し かし国労・全動労等の組合員の大量採用差別事 件が物語るように、民営化は、日本型福祉社会 の理念のもとに、スト権奪還など権利闘争の主 力組合である国労等を民間大企業労組主体の協 調路線に組み入れ、組合運動全体の路線転換を もねらったものといわざるをえない。実質的な 労働基本権の回復実現は、なお運動主体の担う べき今後の課題として残されている3)。
- (2) 一方、ME化や産業のサービス化に伴う不安定雇用労働者(臨時・パート・派遣等)や女子労働者の雇用増大、経済の国際化・貿易摩擦の激化等の要因が重なって、保護法分野の改編が大きく進展した。

労働総研クオータリーNo20(95年秋季号)

① まず労働者派遣法・男女雇用機会均等法 (いずれも1985)など、雇用保障と結合した新た な保護法規の出現がある。派遣法は、戦後以来 の労働者供給事業の禁止(職安法44条)を緩和し、 派遣事業による労働力の流動化・不安定化を促 進すると共に、派遣労働者の労働条件の保護を 図ったものであるが、労働関係の不明確さや団 結権等の権利確保の困難性等の理由から、労働 に関する規制緩和の危険性を象徴するものとし て、強い批判を浴びている4)。また均等法は、雇 用上の男女の均等待遇と女子の就業促進とを併 せ目的としているが、努力義務や罰則のない禁 止規定を設けて保護基準の弾力化・多様化を容 認し、また紛争の予防・解決のための有効なシ ステム作りを欠くなど、諸外国の立法例に比べ て多くの問題点を残している。なおILOは、 国際的に増加傾向にあるパート労働者に関して、 (比較可能な)フルタイム労働者との同等待遇を 原則化した条約(175号・1994)を採択している。 これに対し、わが国のパート労働法(短期間労働 者雇用管理法・93)は、通常労働者との賃金の均 衡や通常労働者への応募機会の優先的付与など の重要事項を、すべて事業主の努力義務とする にすぎない。

要するにこれらの立法は、労働力流動化を主 眼とする労働力政策法の性格が強く、派遣や女 子労働者の平等待遇を権利として確立する姿勢 に乏しい。女子労働者の雇用差別が一向に改善 されない現況から見て、何よりも家事・育児を 男女の共同責任とする I L O156号条約(家庭責 任条約・1981、批准ずみ)の趣旨をふまえつつ、 均等法の努力義務の禁止規定化(罰則付きをも 含め)、簡易迅速な紛争解決機関の設置等の改正 が早急に実現されるべきであろう(なお育児・介 護休業法にも種々の問題があるが割愛する)。

② 80年代に入ってわが国の長時間労働への

国際的非難が高まり、遂に週40時間労働制を原 則とする労基法の改正(1987)が実現した。だが わが国の時間短縮は、EC各国のようなストラ イキを含む強力な組合運動の下支えを欠き、政 府主導で進められてきたために、多くの限界を 含んでいる。実際に40時間制に移行したのは昨 年4月からで、その際にも広範な猶予・特例措 置のために原則通りの適用を受ける労働者は、 全体の2割程度にとどまった。また変形制の拡 大、フレックスタイム制・みなし労働時間制(裁 量労働など)等の大幅な弾力化措置が導入され、 しかもこれらの要件とされる労使協定について、 協定当事者となる従業員の過半数代表の資格・ 選出方法等の規定が全く欠けているために、労 働者側には弾力化による不利益を阻止する有効 な規制手段がなきに等しい有り様である。93年 製造業労働者の年間総実労働時間数は、不況等 の影響もあって漸く2000時間を割り(1996時間)、 英米並みになったが、ドイツ(1529時間)、フラ ンス(1678時間)などよりなお400時間以上も長 いり。失業率の上昇傾向に対し雇用確保の観点 からも、法規定の整備と共にドイツのような労 働組合による積極的な時短への取組みが強く要 請される次第である。

- 松林和夫『労働権と雇用保障法』、片岡「現代労働 法の展開」152頁以下参照。
- 2) 労働省『平成7年版労働白書』13頁以下。
- 3) 佐藤昭夫『国家的不当労働行為論』、石川元也・片 岡・本多淳亮編『反転攻勢―国労運動45年に学 ぶ』、公務共闘編『臨調行革10年』等参照。
- 4) 脇田滋『労働法の規制緩和と公正雇用保障』83頁 以下参照。
- 5) 労働白書・上掲9頁参照。

3. 労使紛争の多発化と労働契約法制の 改正問題

1. 戦後の労働組合運動を通じて労働関係の 身分制が払拭され、戦前の雇用制度は、性格・

特集・戦後50年と日本労働運動

内容を変質化させながら再編整備されることになった。例えば、職員・工員の賃金・退職金制度の均一化、「年功」と「温情」に基づく賃金・退職金が組合との団交事項となり、その決定に客観的基準(年齢・家族数・勤続年数等)が付与されたこと、解雇自由の留保のもとに行われてきた終身雇用制が、組合の解雇反対闘争を通じて使用者の解雇権を制約する慣行として定着したこと、等である。しかし、こうした労働関係の近代化(権利義務化)・民主化の流れは、上記のように占領下の労務管理政策の転換や経営者側の失地回復運動によって大きく阻害され、不徹底に終わらざるえなかったのである」。

その後高成長期にかけても、労働組合による 職場活動 (三池争議等)・春闘・スト権闘争など が活発に行われたが、組合運動の流れは次第に 変質化し、低成長期には、企業の繁栄を前提に 労働条件の向上を目指す「企業主義的組合主義」 が運動の主流を占めるに至った。それは、労組 の対抗的紛争処理行動を自制させ、組合主体の 権利闘争・裁判闘争の大幅後退、争議件数・労 働損失日数の著しい減少を招いたが、これを支 えに80年代日本経済は大きく躍進をとげた。い わゆる「企業社会」の問題も、こうした組合運 動と密接に関連している。さらに、人格的要素 (企業への忠誠や貢献度等) を重視する企業の 人事管理制度が重なって、労働者の間には企業 共同体意識や、自己を独立の契約主体としてよ りも企業共同体の一員とみる発想が根強く定着 している。資本主義が高度に発達した今日、な おもこうした一種の前近代的な意識や労働関係 が残存していることころに、日本的労使関係な り企業社会の特質をみることができる。労働関 係の近代化・民主化は依然重要な課題であり、 法的には労働基準法の定める「人たるに値する」 労働条件の原則(1条)および労使対等原則(2

- 条)の一層の具体化を目指して、労働契約法制の整備と解釈理論の発展を図ることが必要と考えられる。とくに労働者の人格的独立性の尊重の観点から、労働者の私生活と自由の領域に対する使用者の労働指揮権の介入を規制すること、人事管理について考課基準決定への労働者の関与と成績評価の開示を認めること、などの思い切った措置が講じられるべきであろう²⁾。
- 2. 労働組合主体の権利闘争の後退の反面で注目されるのは、個々の労働者ないしグループを主体とする新しい形態の労使紛争の多発化である。高成長期から低成長期にかけて産業・雇用・労使関係等の構造転換に伴い、こうした法的紛争が増大してきているのであるが、90年代からはバブル経済の崩壊や急激な円高などのために、終身雇用や年功制等の伝統的雇用システムそのものが縮減解体の道をたどっており、こうした紛争多発化傾向は一層促進されることが予測される。労働裁判事件をみても、とくに1992、3年の年間の新規受付事件数が急増してきている(全審級では92年2400件、93年3230件、地裁段階では1500件、2000件である)30。

これらの労使紛争は多種多様で、雇用形態の 複雑多様化に応じて労働契約の存否や権利義務 の内容を争点とするもの、配転・出向命令の根 拠・限界を争うもの、労働災害の業務起因性と 使用者の責任を問うもの、その他性差別撤廃を 求める紛争、就業規則の不利益変更の効力を争 う紛争、などがある。これらの紛争は、労働弁 護士の間では組合主体の大衆的裁判闘争と区別 して「市民的労働裁判」と呼ばれているが、確 かにその多発化は労働者の契約意識・権利意識 の伸長を物語るということができよう。しかし 国民一般の裁判回避の傾向や労働者の根強い企 業意識などからみて、個々の労働者が公然と企 業を相手に裁判事件を争うことはきわめて困難

労働総研クオータリーNo20 (95年秋季号)

であり、多くは自からの上司に解決を依頼することにならざるをえないであろう(ちなみにドイツでは、1年間に労働裁判所に提起される事件数は30万件をこえる)。この点から考えて、労働組合の紛争解決機能の回復と並んで、労使紛争の簡易迅速な解決のための公的機関の整備が強く求められるのである4。

3. 労使紛争の多発化は、労基法の労働契約 規制の改正問題をも誘発した。具体的には、労 働基準法研究会(労働大臣の私的諮問機関)か ら報告書(1993)が提出され、これを受けて目 下中央労働基準審議会で改正案の審議が行われ ている。この問題についてはすでに幾つかの点 に言及したが、基本的な考え方として二つの方 向がある。第一は、当事者の自主決定を基本と し、労働契約関係の多様化に応じた自主決定の 促進と契約内容の明確化・適正化を図ろうとす るもので、上記労基研の報告書もこの立場に立 っている。第二は、当事者自治に依拠すること は労働者保護法の根本原則の逸脱であるとし、 労働契約に基づく権利義務関係を規律する要件 や権利義務の内容について明確な法的規制を設 けるべきだとする立場であるり。

労使自治を重視する第一の立場は、情報化・ソフト化の進展等により個人の能力や創意性の発揮を望む労働者の比重が増大し、また雇用・就業形態の多様化が進んでいる状況をふまえて、当事者の自由意思を基本に労働契約法制の弾力化と多様化を促進しようとするものである。しかし労働者は、基本的に法の支援なしには使用者(企業)と対等の立場で労働契約を締結する自由を享受しうるものではない。労使間に真の自主決定が保障されるためには、契約の自由に対する一定の制約が不可避であり、労働者保護法は伝統的にこうした基本的立場から労働基準の確立と労働条件の保護を図ってきたのである。

また当事者自治に依拠して労働契約内容の明確 化・適正化を図ろうとすれば、結局労働者は使 用者の作成する就業規則等の規制に服すること にならざるをえない(「自由の名による自由から の逃避」)であろう。これらの点から、労働契約 に基づく権利義務の要件・内容をも含めて最低 限の法定基準を整備することは不可欠と考えら れる。ただ、これらの点をすべて刑罰的取締を 基本とする現行労基法の規制対象とすることは 必ずしも妥当ではなく、法技術的に別途の考慮 が必要ともいえるであろう。。

- 1) 片岡『現代労働法の展開』87頁以下参照。
- 片岡「労働時間短縮と企業社会の変革」労働法律 旬報1309号、同「労働者の思想信条の自由と人格保 護」同1321号参照。
- 片岡・萬井隆令・西谷敏編『労使紛争と法』13~4 頁。
- 4) 同上16~8頁、254頁以下。
- 5) 各立場について、中山慈夫「労働契約法制のあり 方」、徳住堅治「労働契約法制のあり方」、ジュリス ト・1066号所牧参照。
- 6) 労働契約法制改正の具体的問題点については、片岡・西谷「労働契約・就業規則法制の立法論的検討」 労働法律旬報1279・80号にゆずる。

4. 規制緩和と労働法の役割

上述のように、石油ショック後の資本主義活性化の基本戦略として登場した規制緩和は、各国の労働法に種々の影響を及ぼしてきている。その上今年1月には、広範囲の貿易自由化を取り込んだWTO(世界貿易機関)が登足し、国際競争による規制緩和の圧力は、一層強まろうとしている。ILOのように、国際労働基準の確立と労働者の権利保護を目的とする機関はもとより、労働組合、各国政府の責任はきわめて重大といわねばならない。

1. 第2次大戦後の国際法には、注目すべき きわめて重要な変化がみられる。それまで国内 問題として国際法の舞台に登場することのなか

特集・戦後50年と日本労働運動

った人びとの人権が直接取り上げられ、国連憲章を始め世界人権宣言、国際人権規約などによる国際的な保障の対象となったことである(人権保障の国際化)。そのほかにもヨーロッパ社会憲章等の地域的人権条約などがあって、国連の人権条約を補充している¹⁾。これらの人権のうちに、労働権と公正労働条件を享受する権利、団結権・ストライキ権等が含まれることはいうまでもない。こうした労働者の基本的諸権利を含む国際的な人権の尊重と保障は、反ファシズム戦争としての第2次大戦を通じて獲得された貴重な成果であって、経済上の構造調整や規制緩和によっても侵害しえない社会的・人間的価値を形作っている。

すでにILOは、三者構成の専門家会議の提 議に基づく「多国籍企業及び社会改革に関する 三者宣言」(1977)を採択し、関係国政府や多国 籍企業が維持促進すべき雇用・労働条件上の処 遇、団体行動の諸権利等の具体的内容を明らか にしているが、さらにWTOの発足に伴い、94年 の理事会や総会などにおいても、国際貿易シス テムのなかにこれらの「社会条項」を含めること について論議し、規制緩和に基づく弱肉強食の 法則に対抗して労働者の基本的人権と発展の権 利を擁護することの重要性を確認している2)。 なおOECDの労働組合諮問委員会(TUAC) も、先進諸国における労働市場の弾力化による 雇用創出策について、「良質な雇用の創出には役 立たない」と批判し、WTOの憲章中に社会条 項を盛り込み、加盟国に労働基本権の遵守を約 東させるべきだと声明を発表している³⁾。

もっともILOは、国際労働基準の定立に際 して、その内容を時代のニーズによりよく反映 させる必要があることを認め、拘束力の緩かな 基準(勧告や決議、マニュアル、指令等)の活 用をも考慮する方向で検討中といわれる。 2. 労働法に対する規制緩和の影響は、国によって必ずしも同じではない。例えば雇用の弾力化について、ドイツ・フランスでは厳格な立場をとり、短期雇用が解雇規制の脱法化に利用されることを防止するために、正当な理由(試用期間・季節労働・正規労働者の欠勤時等)がある場合以外はこれを認めないとか、反覆継続される短期労働契約は期間の定めのない契約として扱うことになっている。そのためより徹底した規制緩和を追求するイギリスとの間に衝突を生じ、80年代のECは、労働者保護のための指令の採択などの統一的活動をとりえない危機的状態に陥ったのである4。

わが国では、不安定労働者の雇用や女子の雇 用平等、労働時間などに関する規制の弾力化に 種々の問題があることは、上記のとおりである。 とくに重要な点は、規制緩和の方式の問題であ る。労働条件の形成が広く労働協約に依存する 諸国(ドイツ・フランスなど)では、弾力化も 協約を介して行われることが多く、その場合あ る程度労働者保護との調整が期待されるであろ う。これに対し組合組織率25%以下のわが国で は、大多数の労働者(非正規労働者や中小企業 労働者) はこうした方式に依存できず、このよ うな場合を想定して労基法は、従業員の過半数 代表との労使協定による方式を採用しているの である(その問題点は上述のとおり)。しかしこ れら多数の労働者こそ、法によるより厳格な保 護を必要とするのであって、むしろこれについ ては現行の基準監督制度を含めて一層厳格な法 規制に向けた法改正が検討されるべきである う⁵⁾。

最後に、日本企業の海外進出に関する問題がある。全労連は、昨年アジア・太平洋労働組合シンポジウムを開催し、「労働者の権利、人権と多国籍企業の民主的規制」に関する国際的討議

労働総研クオータリーNo.20 (95年秋季号)

を行っている。その背景説明によれば、日本の独占的大企業が海外と日本の双方の労働者を競争にかり立て、労働者の権利侵害や環境破壊を行っている事実を重視し、労働条件の改善のために国際的連帯の運動を強化する必要を強調している。最初に述べたILOの活動とも関連して、このような国際的連帯と活動をおし進めることは、先進国の労働組合運動の重要な責務というべきであって、今後もこのような取組みが継続して一層活発に行われることが要請されるであろう。

- 1) 片岡「国際化における労働者の権利問題」労働法 律旬報1296号参照。
- 2) 「ILOジャーナル」、1994・1.2.6.9.10月号参照。
- 3) 「週刊労働ニュース」、1995・6・19号。
- 4) ハナウ=アドマイト『ドイツ労働法』手塚和彰・阿久澤利明訳327~8頁、その他、片岡「規制緩和と 労働法」労働法律旬報1353号、宮前忠夫「欧州各国 で強まる『規制緩和』と労組の対応」、労働運動356 号等参照。
- 5) 片岡·萬井·西谷編『労使紛争と法』207頁以下参照。
- 6) 全労連『アジア・太平洋労働組合シンポジウム』 12頁以下。なお連合は、TUACの声明に沿ってW TO憲章に社会条項が盛込まれるよう環境整備を 首相宛に申入れている。

(龍谷大学教授・京都大学名誉教授)



もういっぺん、まちづくり見直ししようかで延藤安弘)/自分たちのまちは自分たちでる(宮西悠司)/人のつながりこそ復興の力(岸野賢治・山花雅一)/震災の危機を乗り越えるカーコミュニティとボランティア(の短点を大き)/真野まちづくりと震災からの復興(林泰義)/意志・協働・希望をキーワードにした蘇生まちづくり(延藤安弘)/真野カードボード工房奮戦記(木下勇)/真野ったがんばれ/布絵づくり(及部克人)/[災害対策本部ニュース]長かった1日・1月17日の体験談/避難所のおはなし

現した。実際を余すところなく伝える。者にもれなく配給する地域危機管理体制を実奇跡的な消火に成功。救援物資を弱者・高齢くりあげた力で、大震災の火災に立ち向かい戸・真野地区はまちづくりの「地域力」でつ住民主導のまちづくりをすすめて三〇年。神住民主導のまちづくりをすすめて三〇年。神

A5判·160㎡·定価1400円(送料

310

新刊

震災からの復興を援至のを実践するがくのと

自治体研究社

〒162 新宿区矢来町123 矢来ビル4F Tel 03-3235-5941 Fax 03-3235-5933